

令和元年 12 月 23 日

株主各位

東京都江東区佐賀一丁目 9 番 14 号
株式会社マサル
代表取締役社長 荻谷 純

譲渡制限付株式報酬制度の導入に伴う自己株式の処分に関する
取締役会決議公告

当社は、令和元年 12 月 20 日開催の当社取締役会決議に基づき、自己株式の処分について、下記のとおり決議いたしましたので、公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	普通株式 3,800 株
2. 処分方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
3. 処分価額	1 株につき金 3,100 円
4. 処分価額の総額	11,780,000 円
5. 出資の目的とする財産の内容及び価額	令和元年 12 月 20 日開催の当社の取締役会の決議に基づき、金銭報酬債権合計金 11,780,000 円（対象取締役の分の総額 7,440,000 円、執行役員並びに従業員の分の総額 4,340,000 円）を現物出資の目的とする。
6. 処分先	取締役（社外取締役を除く） 6 名 2,400 株 執行役員 2 名 400 株 従業員 5 名 1,000 株
7. 出資の目的とする財産の給付期日	令和 2 年 1 月 17 日

以上